

エンジェル税制 のご案内

エンジェル税制とは、創業して間もない元気な企業を応援するために、その企業へ投資を行った方に対して税制優遇を行う制度です。

※個人が一定の要件を満たした企業の新規発行株式を取得した場合に本税制の対象となります。(発行済株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりした場合は対象となりません。)

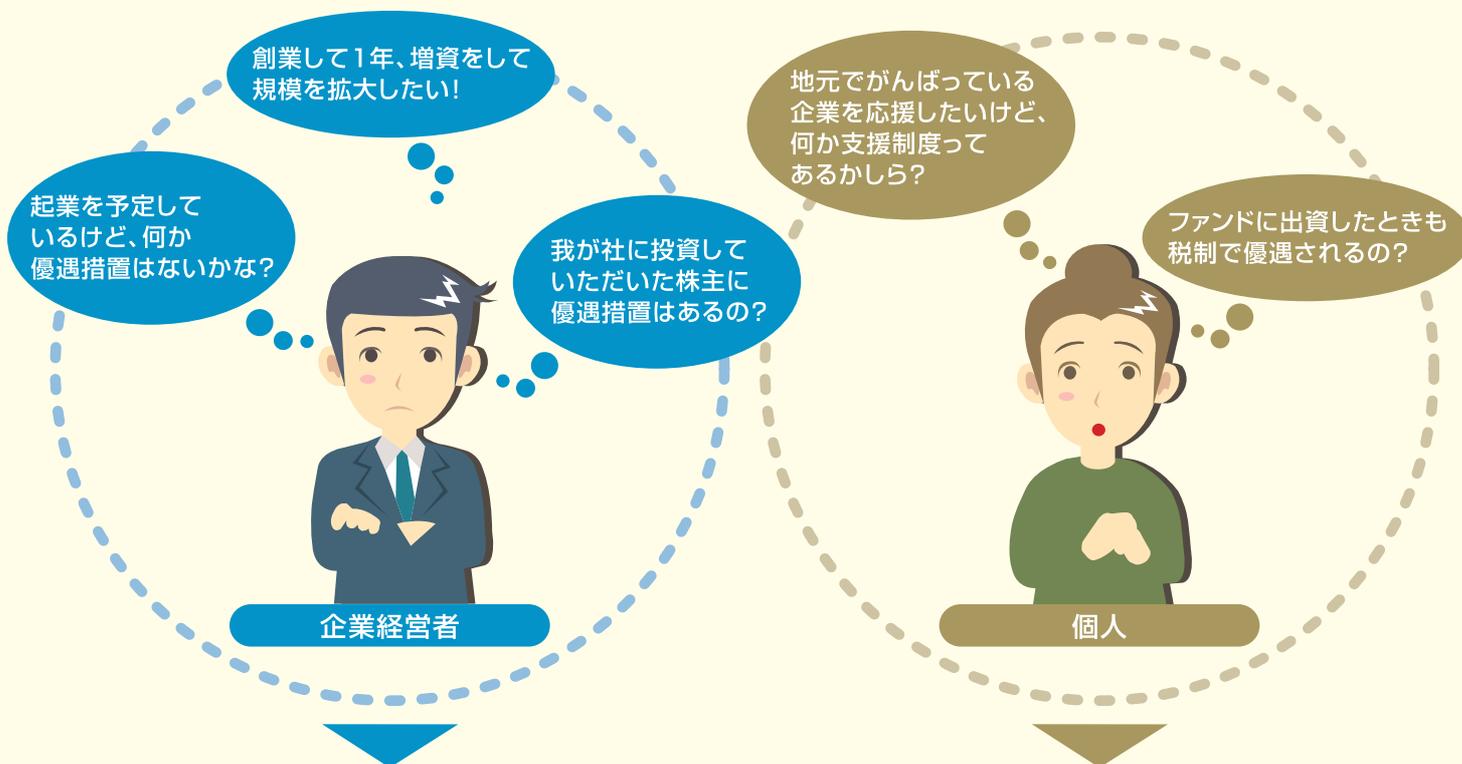
創業して間もない
元気な企業への
投資を応援します!



経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

<http://www.meti.go.jp/>





エンジェル税制があります!

一定の要件を満たした企業に対して、個人が投資を行った場合、投資時点と、売却時点で税制上の優遇措置を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合を通じた投資についても、直接投資と同様に本税制の対象となります。

① 投資した年に受けられる所得税の優遇措置

▼以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。

優遇措置A (設立3年未満の企業が対象)

(対象企業への投資額-2,000円)を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

優遇措置B (設立10年未満の企業が対象)

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

② 株式を売却し損失が発生した場合、受けられる所得税の優遇措置

対象企業の株式売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

※対象企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができます。

※対象企業へ投資した年に上記①の所得税の優遇措置(優遇措置Aまたは優遇措置B)を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

※平成12年4月1日から平成20年4月30日までに取得した株式に限り、投資した日の翌日から3年を超えて当該株式を保有した後に、その株式を売却したとき(対象企業の株式を上場後に売却した場合は上場の日から3年以内)は、譲渡益を1/2に圧縮して課税します。

エンジェル税制利用の具体的なケース

優遇措置 A の減税額の方が大きいケース

投資家 X さん

総所得金額	1,000万円
企業への投資額	500万円 → その後50万円で売却
他の株式譲渡益	100万円

1 投資時点の優遇措置の選択

優遇措置 A

投資額を総所得金額から控除を利用した場合

優遇措置 B

投資額を株式譲渡益から控除を利用した場合

399.8万円を
総所得金額等から
控除
※総所得1000万円
×40% - 2千円

100万円を
株式譲渡益から
控除

優遇措置 A を
利用した方が
メリットが大きい



2 売却時点の優遇措置

総所得金額から控除した399.8万円分を取得価額から引き下げた100.2万円を取得原価として計算。よって、50万円で売却した場合は、50.2万円の損失が発生し、当該損失額をその年及び翌年以降3年間株式譲渡益から繰越控除可能。

優遇措置 B の減税額の方が大きいケース

投資家 Y さん

総所得金額	500万円
企業への投資額	900万円 → その後200万円で売却
他の株式譲渡益	400万円

1 投資時点の優遇措置の選択

優遇措置 A

投資額を総所得金額から控除を利用した場合

優遇措置 B

投資額を株式譲渡益から控除を利用した場合

199.8万円を
総所得金額等から
控除
※総所得500万円
×40% - 2千円

400万円を
株式譲渡益から
控除

優遇措置 B を
利用した方が
メリットが大きい



2 売却時点の優遇措置

株式譲渡益から控除した400万円分を取得価額から引き下げた500万円を取得原価として計算。よって、200万円で売却した場合は、300万円の損失が発生し、当該損失額をその年及び翌年以降3年間株式譲渡益から繰越控除可能。

エンジェル税制の対象

減税対象となる企業の要件

投資した年の減税措置（優遇措置Aまたは優遇措置B）毎に要件が異なります。売却した年の減税措置は、優遇措置A、優遇措置Bの要件のいずれかを満たせば適用されます。以下の要件の審査時点は、払込後のエンジェル税制の確認の場合には払込期日時点、事前確認の場合には確認申請日時点です。

優遇措置 A

(対象企業への投資額-2,000円)を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

▼ 優遇措置Aの対象となる企業

I 創業(設立)3年未満の中小企業者であること

II 右の要件を満たすこと

設立経過年数 (事業年度)	要件
1年未満かつ最初の事業年度を未經過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年未満かつ最初の事業年度を経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
1年以上～2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
2年以上～3年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。

優遇措置 B

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

▼ 優遇措置Bの対象となる企業

I 創業(設立)10年未満の中小企業者であること

II 右の要件を満たすこと

設立経過年数	要件
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年以上～2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
2年以上～5年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。
5年以上～10年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の5%超。

I II の要件のポイント

エンジェル税制の対象となる中小企業（株式会社）の定義

中小企業は、“中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律”第2条第1号から第5号に定義する中小企業のことです※1。

※1:中小企業基本法の第2条で定められている中小企業者と同様の定義です。

※2:自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

業種	資本金の額		従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	又は	300人以下
卸売業	1億円以下	又は	100人以下
サービス業	5,000万円以下	又は	100人以下
小売業	5,000万円以下	又は	50人以下
ゴム製品製造業※2	3億円以下	又は	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	又は	300人以下
旅館業	5,000万円以下	又は	200人以下

研究者あるいは新事業活動従事者とは

■ **研究者** 特定の研究テーマを持って研究を行っており社内で研究を主として行う方で試験研究等に含まれる支出がなされる方。

■ **新事業活動従事者** 新規製品やサービスの企画・開発に従事する方や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う方。

試験研究費等とは

試験研究費等とは以下の試験研究費とその他の費用のことをいいます。

■ **試験研究費** 新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用。

【具体例】 ◎研究者の person 費 ◎試験・研究の為の原材料費 ◎試験研究に係る調査費等経費 ◎外部への試験研究の委託費

■ **その他の費用** 新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用。

【具体例】 ◎技術の採用に係る費用（技術導入費、特許権の使用、マニュアル使用料等）
◎経営組織の採用に係る費用（販売提携や代理店採用に係る企画担当者の person 費、会議費、調査費等）
◎技術の改良に係る費用（製品化に向けての研究者 person 費や原材料費、マニュアル作成の為の費用等）
◎市場の開拓等に係る費用（新製品PRの為の広告宣伝費・市場調査費・展示会開催費、PRグッズの制作費や広報パンフレットの作成費等）

営業活動によるキャッシュ・フローとは

企業活動は、営業活動、投資活動、財務活動の三つの活動からなり、キャッシュ・フロー計算書は、この三つの活動のそれぞれについて現金の出入りを見るものです。営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入れ（製造）、販売、管理活動に伴う現金の出入りを示したものです。一般的な会計処理ソフトウェアには営業活動によるキャッシュ・フローの計算機能がついており、また、B/S、P/Lがあれば営業活動によるキャッシュ・フローを計算することも可能です。

III 特定の株主グループからの投資の合計が5/6(約83%)を超えない会社であること

※特定の株主グループとは、発行済み株式総数の30%以上を保有している株主（及びその親族やその関係会社等）をさします。
※発行済み株式総数の50%超を保有している株主グループがいる場合には、その株主グループの保有している株式の数だけで発行済み株式総数の5/6(約83%)を超えなければ、IIIの要件を満たしたとみなされます。

IV 大規模法人（資本金1億円超等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人（以下「大規模法人グループ」という）の所有に属さないこと

※大規模法人グループの所有に属さないとは、発行済み株式総数の1/2超を、一つの大規模法人グループに保有されていないこと、及び発行済み株式の総数の2/3以上を、複数の大規模法人グループに保有されていないことをいいます。

V 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

※認定投資事業組合経由で投資する場合またはグリーンシートエマージング銘柄に投資する場合で、優遇措置Bを利用する場合は、上記II、IIIの要件を満たす必要はありません。

減税対象となる個人の要件

投資した年の減税措置（優遇措置Aまたは優遇措置B）、売却した年の減税措置ともに共通の要件です。

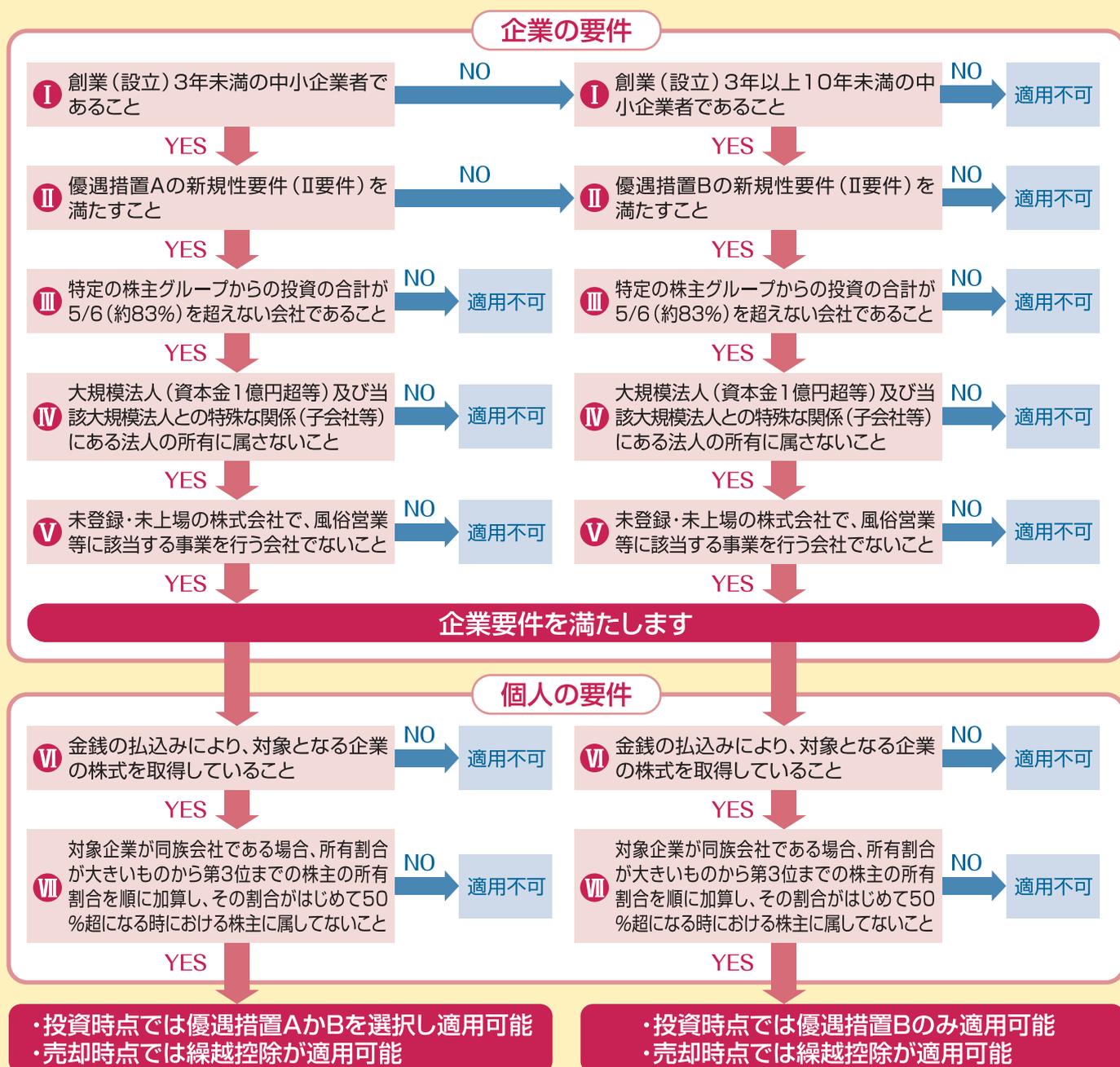
Ⅵ 金銭の払込みにより、対象となる企業の株式を取得していること

※他人から譲り受けた株式や、現物出資により取得した株式は対象になりません。

Ⅶ 対象企業が同族会社である場合には、所有割合(持株割合又は議決権保有割合)が大きいものから第3位までの株主(及びその親族やその関係会社等)の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて50%超になる時における株主に属していないこと

※同族会社とは、その会社の3人以下の株主(及びその親族やその関係会社等)が、当該企業の株式又は議決権を50%超保有している会社をさします。

エンジェル税制適用可否判断フロー



エンジェル税制申請から確定申告までの流れ

- 【手続きに必要な期間と方法】
- ◎申請はいつでも可能
 - ◎郵送による申請も可能
 - ◎事前相談も可能
 - ◎確認に必要な期間は原則1ヶ月以内（通常の場合は2週間程度で確認可能）

◎手続きに必要な書類の詳細につきましては、下記のHPアドレスに掲載している「エンジェル税制確認申請の手引き」をご参照ください。 <http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/download/index.html>

ステップ ① 投資を受けた企業が確認書の発行申請

★自社がエンジェル税制の対象企業であること、及び個人がエンジェル税制の対象となる投資をしたことを確認。

※確認申請に必要な書類は、要件により変わります。

申請時の必要書類

【必ず必要となる書類】

- ◎申請書
- ◎定款
- ◎登記事項証明書
- ◎株主名簿
- ◎従業員数を証するもの
- ◎投資をした個人と企業との間の投資契約書の写し

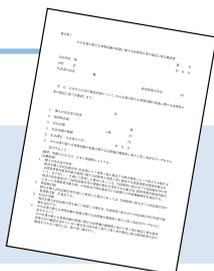
など

【場合により必要となる書類】

- ◎直前期のBS・PL・CF等
- ◎確定申告書別表二の写し
- ◎税理士が署名した確定申告書別表一（一）の写し
- ◎法人事業概況説明書の写し
- ◎事業計画書
- ◎法人設立届出書

など

エンジェル税制の対象と確認されると、経済産業大臣の確認書を交付



ステップ ② 投資を受けた企業が確定申告時に必要となる書類を投資をした個人へ交付

交付する書類

- ◎経済産業大臣からの確認書
- ◎投資をした個人が減税対象要件を満たしていることの確認書（企業作成）
- ◎株式異動状況明細書

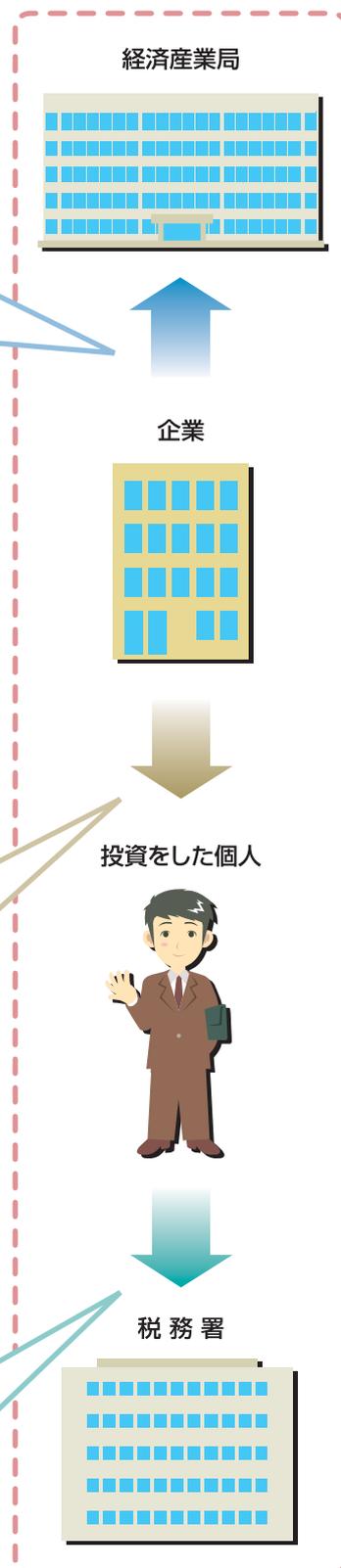
交付する時期

投資をした個人が投資時点の優遇措置を利用する場合、投資した年の翌年に確定申告する必要があることから、確認を受けた場合速やかに投資をした個人に交付することが望ましい

ステップ ③ 投資をした個人による確定申告

企業から交付された書類などが必要となります。

※エンジェル税制利用後に、株式の分割・併合・譲渡等によりエンジェル税制を利用している個人の持分割合に変化が生じた場合は、対象企業が税務署・投資をした個人に所定の書式で報告する必要があります。



～事前確認制度とは?～

創業間もない元気な企業が、個人から投資を受ける前にエンジェル税制の対象か否かについて確認を受けることができる制度です。これにより、企業は投資をしようとする個人に対してエンジェル税制適用企業であることを説明できます。また、事前確認が行われた場合には、経済産業省のホームページにて、会社名等を公表することができます。

(注) 事前確認制度を利用した企業は、その後投資が行われた際には、この投資についてエンジェル税制の適用を受けるため、改めて確認申請を行う必要がありますが、一部を除き、事前確認申請時に提出いただいた書類を再度提出いただく必要はありません。



■ 制度全般に関するお問い合わせ

経済産業省 経済産業政策局 新規産業室 TEL:03-3501-1569
経済産業省のHP <http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/index.html>

都道府県庁におけるエンジェル税制利用相談窓口

平成29年4月10日現在

地域	都道府県	所在地	担当部署	問合せ先(TEL)
北海道	北海道	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	経済部地域経済局中小企業課	011-204-5331
	管轄局 → 北海道経済産業局 産業部中小企業課 011-700-2251			
東北	青森県	青森県青森市長島1-1-1	商工労働部地域産業課	017-734-9374
	岩手県	岩手県盛岡市内丸10-1	商工労働観光部経営支援課	019-629-5546
	宮城県	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2745
	秋田県	秋田県秋田市山王3-1-1	産業労働部商業貿易課	018-860-2244
	山形県	山形県山形市松波2-8-1	商工労働観光部中小企業振興課	023-630-2359
	福島県	福島県福島市杉妻町2-16	商工労働部産業創出課	024-521-7283
管轄局 → 東北経済産業局 産業支援課 022-221-4882				
関東	茨城県	水戸市笠原町978番6	商工労働部産業政策課	029-301-3529
	栃木県	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	産業労働観光部経営支援課	028-623-3174
	群馬県	群馬県前橋市大手町1-1-1	商政課	027-226-3339
	埼玉県	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	産業労働部産業支援課	048-830-3908
	千葉県	千葉県千葉市中央区市場町1-1	商工労働部経営支援課	043-223-2707
	東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	産業労働局商工部創業支援課	03-5320-4677
	神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通1	産業労働局産業部産業振興課	045-210-5639
	新潟県	新潟県新潟市新光町4-1	産業労働観光部産業政策課	025-280-5240
	山梨県	甲府市丸の内1-6-1	産業労働部新事業・経営革新支援課	055-223-1544
	長野県	長野県長野市南長野幅下692-2	産業労働部産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室	026-235-7195
	静岡県	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	経済産業部商工業局商工振興課	054-221-2181
管轄局 → 関東経済産業局 新規事業課 048-600-0276				
中部	富山県	富山県富山市新総曲輪1-7	商工労働部経営支援課	076-444-3248
	石川県	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	商工労働部産業政策課	076-225-1519
	岐阜県	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	商工労働部商業・金融課	058-272-8374
	愛知県	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	産業労働部中小企業金融課	052-954-6332
	三重県	津市広明町13番地	雇用経済部中小企業・サービス産業振興課	059-224-2227
管轄局 → 中部経済産業局 新規事業支援室 052-951-2761				
近畿	福井県	福井県福井市大手3-17-1	産業労働部新産業創出課	0776-20-0537
	滋賀県	滋賀県大津市京町4-1-1	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3733
	京都府	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	商工労働観光部ものづくり振興課	075-414-4849
	大阪府	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16	商工労働部中小企業支援室 商業・サービス産業課	06-6210-9492
	兵庫県	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	産業労働部産業振興局新産業課	078-362-4157
	奈良県	奈良県奈良市登大路町30	産業・雇用振興部産業政策課	0742-27-7005
和歌山県	和歌山県和歌山市小松原通1-1	商工観光労働部企業政策局企業振興課	073-441-2760	
管轄局 → 近畿経済産業局 創業・経営支援課 06-6966-6014				
中国	鳥取県	鳥取県鳥取市東町一丁目220	商工労働部産業振興課	0857-26-7246
	島根県	島根県松江市殿町1	商工労働部産業振興課	0852-22-5486
	岡山県	岡山県岡山市北区山下2-4-6	産業労働部産業振興課産業支援班	086-226-7352
	広島県	広島県広島市中区基町10-52	商工労働局イノベーション推進チーム	082-513-3355
	山口県	山口県山口市滝町1-1	商工労働部経営金融課	083-933-3180
管轄局 → 中国経済産業局 新事業支援室 082-224-5658				
四国	徳島県	徳島県徳島市万代町1-1	商工労働観光部企業支援課	088-621-2367
	香川県	香川県高松市番町4-1-10	商工労働部産業政策課	087-832-3353
	愛媛県	愛媛県松山市一番町4-4-2	経済労働部産業支援局産業創出課	089-912-2472
	高知県	高知県高知市永国寺町6-28	産業振興推進部産学官民連携・起業推進課	088-823-9781
管轄局 → 四国経済産業局 新規事業室 087-811-8516				
九州	福岡県	福岡県博多区東公園7-7	商工部新事業支援課	092-643-3449
	佐賀県	佐賀県佐賀市城内1-1-59	産業労働部産業企画課企画担当	0952-25-7586
	長崎県	長崎市江戸町2-13	産業労働部企業振興課	095-895-2525
	熊本県	熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1	(商業分) 商工観光労働部商工労働局 商工振興金融課 (工業分) 商工観光労働部新産業振興局 産業支援課	096-333-2316 096-333-2321
	大分県	大分県大分市大手町3-1-1	商工労働部 経営創造・金融課経営創造班	097-506-3232
	宮崎県	宮崎県宮崎市橋通東2-10-1	商工観光労働部商工政策課	0985-26-7098
	鹿児島県	鹿児島市鶴池新町10-1	商工労働水産部産業立地課	099-286-2964
管轄局 → 九州経済産業局 新産業戦略課 092-482-5438				
沖縄	沖縄県	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	商工労働部産業政策課	098-866-2330
管轄局 → 内閣府沖縄総合事務局 地域経済課 098-866-1730				